

徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 知事は、徳島県職員のうち、インフラ整備や維持管理に重要な役割を担う土木系技術職の人材確保及び定着を図るため、当該職員の奨学金返還に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）大学等とは、大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校及び専門学校（専修学校専門課程）をいう。
- （2）代理返還制度とは、日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていた者に対し、返還残額の一部を本人に代わり日本学生支援機構に直接送金する制度をいう。
- （3）第一種奨学金とは、日本学生支援機構第一種奨学金をいう。
- （4）第二種奨学金とは、日本学生支援機構第二種奨学金をいう。
- （5）繰上返還とは、日本学生支援機構の代理返還制度における返還方法で、返還期日が到来していない割賦金を繰り上げて返還する方法をいう。

（交付の対象）

第3条 第1条の補助金を交付する事業の名称は、徳島県職員奨学金返還支援事業とし、補助対象経費、支援基準額、補助金の支払い、支援回数、代理返還制度における返還方法は、別表に掲げるとおりとする。

（助成候補者の認定の申請）

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、徳島県職員奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- （1）奨学金の貸与を受けていた状況を証する書類
- （2）奨学金返還支援を受ける場合の返還計画書（様式第8号）
- （3）その他知事が必要と認める書類

（助成候補者の認定要件）

第5条 助成候補者となる者は、次の各号のすべてに該当する者であって、知事から認定

を受けた者とする。

- (1) 徳島県において、令和8年度以降に、総合土木、林業、建築の職種に任期の定めのない常勤の一般職として採用された者
- (2) 大学等において、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けていた者で、返還残額がある者

(助成候補者の認定)

第6条 知事は、助成候補者の認定の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請の内容を調査し、助成候補者として認定すべきと認めたときは、速やかに、助成候補者の認定を行い、徳島県職員奨学金返還支援事業助成候補者認定通知書(様式第2号)により、認定の申請をした者に通知するものとする。

(助成候補者の状況報告)

第7条 助成候補者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、徳島県職員奨学金返還支援事業助成候補者状況報告書(様式第3号)に知事が必要と認める書類を添えて、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。第10条の決定を受けた後も同様とする。

- (1) 奨学金の返還状況に変更が生じた場合(滞納、返還免除、返還猶予、返還完了等)
- (2) その他報告の必要があると認められる場合

(助成候補者の認定の取消し等)

第8条 知事は、助成候補者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による助成候補者の認定を取り消すことがある。

- (1) 助成候補者を辞退する申出があった場合
 - (2) 徳島県職員を退職した場合
 - (3) 奨学金の返還が免除された場合
 - (4) 奨学金の返還を滞納した場合
 - (5) 奨学金の返還を完了した場合
 - (6) 補助対象となる奨学金について、他の奨学金返還免除及び助成制度を併用し、両制度による助成金額が借受総額を超える場合
 - (7) その他知事が不相当と認める場合
- 2 知事は、第7条の規定による報告がなかったときは、第6条の規定による助成候補者の認定を取り消すことがある。

(補助金交付申請等)

第9条 就業期間が通算で36月以上となり補助金の交付の申請をする助成候補者は、知

事が別に定める期日までに、徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）奨学金の返還状況を証する書類
- （2）奨学金返還支援を受ける場合の返還計画書（様式第8号）
- （3）徳島県職員奨学金返還支援事業補助金の受領に関する委任状（様式第10号）
- （4）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第10条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第11条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

2 前条第1項による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事に報告しなければならない。

- （1）徳島県職員を退職した場合
- （2）奨学金の返還が免除された場合
- （3）奨学金の返還を滞納した場合
- （4）奨学金の返還を完了した場合
- （5）補助対象となる奨学金について、他の奨学金返還免除及び助成制度を併用し、両制度による助成金額が借受総額を超える場合
- （6）奨学金の返還が猶予された場合
- （7）補助事業者を辞退する場合

（軽微な変更）

第12条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、次に掲げるとおりとする。

- （1）住所の変更
- （2）奨学金返還残高の変更
- （3）氏名の変更
- （4）電話番号の変更

(5) メールアドレスの変更

(6) 現所属の変更

(変更の承認の申請等)

第13条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は第11条第2項各号に掲げる事項に該当することとなったときは、徳島県職員奨学金返還支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、毎年度、知事が別に定める期日までに、徳島県職員奨学金返還支援事業状況報告書(様式第7号)に、奨学金返還支援を受ける場合の返還計画書(様式第8号)、奨学金の返還状況を証する書類及び知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第15条 規則第11条の実績報告書は、様式第11号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 奨学金の返還状況を証する書類

(2) 奨学金返還支援を受ける場合の返還計画書(様式第8号)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業を完了した年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第16条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第9号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の受領委任等)

第17条 補助事業者は、補助金を奨学金の返還に充てるため、補助金の受領を奨学金貸与団体である日本学生支援機構に委任するものとする。

2 前項の場合における補助金の支払いは、日本学生支援機構に対して行うものとする。

(補助金の支払)

第18条 知事は、第16条の補助金請求書等を受理した後に、日本学生支援機構の代理返還制度により補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第19条 知事は、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

- 2 概算払の額は、徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（補助事業の変更があった場合には、変更交付決定通知書）に年度ごとに記載された額以内とする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、補助金請求書（様式第9号）に、徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（補助事業の変更があった場合は変更交付決定通知書）の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第20条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことがある。

- (1) 第11条第2項各号に該当することが判明した場合
 - (2) 第7条及び第14条の規定による報告がなかった場合
 - (3) その他知事が不相当と認めるとき
- 2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずるものとする。

(帳簿及び証拠書類)

第21条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(書類の提出部数等)

第22条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は1部とし、知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年9月9日から施行する。

別表

補助対象経費	支援基準額	補助金の支払い	支援回数	代理返還制度における返還方法
大学等在学時（高等専門学校については、4年、5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた日本学生支援機構の第一種奨学金の返還に要する経費	第一種奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額と1,250千円を比較していずれか少ない方の額を支援基準額とする。	初回の支払いについては、最初の就業期間36月分に対し、支援基準額を5で除して得た額を当該期間経過後に支払うこととし、2回目以降の支払いについては、初回支払日の翌	就業期間が36月を超えた年度から5会計年度（年度途中採用については別に定める。）において、各会計年度1回ずつ5	繰上返還による
大学等在学時（高等専門学校については、4年、5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた日本学生支援機構の第二種奨学金の返還に要する経費	第二種奨学金の借受総額に3分の1を乗じて得た額と850千円を比較していずれか少ない方の額を支援基準額とする。	年度以降、各年度の前年度の就業実績に対し、支援基準額を5で除して得た額を基礎として、退職、停職（地方公務員法第29条第2項の規定による停職をいう。）等により当該	回を限度として支援基準額に相当する額を支援する。ただし、返還残額が毎年度の支援額を下回った年度以降の支援は行	
大学等在学時（高等専門学校については、4年、5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金の返還に要する経費	第一種奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額が850千円以上の場合、第一種奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額と1,250千円を比較していずれか少ない方の額を支援基準額とする。	期間が生じた月数分の金額に相当する額を控除して支払うこととする。また、各補助金の額に1,000円未満	わない。その他、知事が特に必要と認める場合は別に定める。	
	第一種奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額が850千円に満たない場合は、第一種奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額に第二種奨学金の借受総額に3分の1を乗じて得た額を加算した額と850千円を比較していずれか少ない方の額を支援基準額とする。	の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。その他、知事が特に必要と認める場合は別に定める。		

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県職員奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書

徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 者	住 所		
	ふりがな 氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	(本 人) (近親者)	
	メールアドレス		
借受奨学金	区 分	☐ 第一種奨学金 ☐ 第二種奨学金	☐ 第一種奨学金 ☐ 第二種奨学金
	金 額	月額 円	月額 円
		総額 円	総額 円
	借受期間	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで
職 種			
所属 (部、課、担当)			
現在の事務分掌			
今後、徳島県職員として取り組みたい業務 等			
私は、助成候補者に認定された場合、徳島県職員奨学金返還支援事業の支援を受ける期間は、徳島県職員として職務に従事することに同意します。 年 月 日 (記名) ※申請には同意が必要です。			

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

徳島県知事

徳島県職員奨学金返還支援事業助成候補者認定通知書

徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり助成候補者として認定したので通知します。

助成候補者	住所	〒	
	氏名		
	生年月日		
借受奨学金	名称		
	区分		
	金額	円/月 総額 円	円/月 総額 円
	借受（予定）期間	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで

- 注 1 徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 7 条のいずれかに該当する場合は、徳島県職員奨学金返還支援事業助成候補者状況報告書（様式第 3 号）を提出すること。
- 注 2 注 1 の報告がなかったとき、又は徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 8 条のいずれかに該当すると認めるときは、助成候補者の認定を取り消すことがある。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県職員奨学金返還支援事業助成候補者状況報告書

徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

助成候補者	住所		
	氏名		
	電話番号	(本 人)	
		(近親者)	
	メールアドレス		
	職種		
	現所属 (部、課、担当)		
借受奨学金	区 分	☐ 第一種奨学金 ☐ 第二種奨学金	☐ 第一種奨学金 ☐ 第二種奨学金
	金 額	月額 円	月額 円
		総額 円	総額 円
	借受期間	年 月から	年 月から
		年 月まで	年 月まで
返還残額	円	円	
奨学金の返還状況に変更が生じた場合	(滞納、返還免除、返還猶予、返還完了等の状況について記載)		
その他報告の必要があると認められる場合	(報告内容について記載)		

※関係書類 知事が必要と認める書類

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付申請書

徳島県職員奨学金返還支援事業補助金の交付を受けたいので、徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

申 請 者	住 所	〒	
	ふりがな 氏 名		
	電話番号	(本 人) (近親者)	
	メールアドレス		
	職 種		
	現 所 属 (部、課、担当)		
奨学金借受 ・ 返還状況	区 分	☐ 第一種奨学金 ☐ 第二種奨学金	☐ 第一種奨学金 ☐ 第二種奨学金
	借受金額	総額 円	総額 円
	返還残額	円	円

※関係書類

- (1) 奨学金の返還状況を証する書類
- (2) 奨学金返還支援を受ける場合の返還計画書（様式第 8 号）
- (3) 徳島県職員奨学金返還支援事業補助金の受領に関する委任状（様式第 1 0 号）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

徳島県指令 第 号

住所
氏名

年 月 日付けで申請のありました 年度徳島県職員奨学金返還支援事業補助金
交付については、徳島県補助金交付規則（昭和 5 8 年徳島県規則第 5 3 号）第 4 条の規定
により、次のとおり交付します。

年 月 日

徳島県知事

- 1 交付決定額 金 円
年度 円
年度 円
年度 円
年度 円
年度 円
- 2 補助期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 条 件
徳島県補助金交付規則及び徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱を守ること。

様式第 6 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

徳島県職員奨学金返還支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業の内容変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 年度徳島県職員奨学金返還支援事業
- 2 補助金の交付の指令番号 年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 変更（中止）の内容

変更（中止）の理由	
変更前	
変更後	
変更になった日	年 月 日

※関係書類 知事が必要と認める書類

様式第 7 号（第 1 4 条、第 1 7 条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県職員奨学金返還支援事業状況報告書

徳島県職員奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業者	住所		
	氏名		
	電話番号	(本 人) (近親者)	
	メールアドレス		
	職種		
	現所属 (部、課、担当)		
借受奨学金	区 分	☐ 第一種奨学金 ☐ 第二種奨学金	☐ 第一種奨学金 ☐ 第二種奨学金
	金 額	月額 円	月額 円
		総額 円	総額 円
	借受期間	年 月から	年 月から
		年 月まで	年 月まで
返還残額	円	円	
奨学金の返還 状況に変更が 生じた場合	(滞納、返還免除、返還猶予、返還完了等の状況について記載)		
その他報告の 必要があると 認められる場 合	(報告内容について記載)		

※関係書類

- (1) 奨学金返還支援を受ける場合の返還計画書 (様式第 8 号)
- (2) 奨学金の返還状況を証する書類
- (3) 知事が必要と認める書類

様式第9号（第15条、第17条関係）

受 理 日 付 印

補 助 金 請 求 書

請求日 年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

請求者
住 所
氏 名
電話番号

右の金額を 請求します。	請求 金額									円
-----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

摘 要		
補 助 事 業 名	年度徳島県職員奨学金返還支援事業	
補 助 指 令 金 額		
補助指令年月日		
補 助 指 令 番 号		
補 助 額	既 受 領 額	
	今回請求額	
	残 額	
請 求 区 分	1 精 算 2 概 算	

様式第 10 号（第 9 条、第 17 条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

申出者 住 所
(委任者)

氏 名
(記名押印または自署)

電話番号

徳島県職員奨学金返還支援事業補助金の受領に関する委任状

私は、次の者に、徳島県職員奨学金返還支援事業補助金の受領に関する権限を委任します。

受任者 住 所

団体名

代表者

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

実 績 報 告 書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第 1 1 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名 年度徳島県職員奨学金返還支援事業

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 事業実績

就業状況	年 月 日から 年 月 日まで		
奨学金借受 ・返還状況	区分	☐ 第一種奨学金 ☐ 第二種奨学金	☐ 第一種奨学金 ☐ 第二種奨学金
	借受金額	総額 円	総額 円
	返還残額	円	円

4 関係書類

- (1) 奨学金の返還状況を証する書類
- (2) 奨学金返還支援を受ける場合の返還計画書（様式第 8 号）
- (3) その他知事が必要と認める書類